

【区画漁業権】

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
海区第1号	鳥取県漁業協同組合	岩美郡岩美町大字大羽尾地先	次の基点第18号、(ア)、(イ)及び基点第21号を順次直線で結ぶ線並びに基点第21号と基点第18号を直線で結ぶ線によって囲まれた区域 基点第18号 東漁港北防波堤南西端 基点第21号 東漁港北防波堤南西端から311度30分(真方位)100メートルの点 (ア) 基点第18号から221度30分(真方位)10メートルの点 (イ) 基点第21号から221度30分(真方位)10メートルの点	第一種区画漁業 わかめ養殖業	10月21日から翌年4月30日まで	平成30年9月1日から令和5年8月31日まで	岩美郡岩美町大字大羽尾、大字小羽尾及び大字陸上	ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。 イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
海区第2号	鳥取県漁業協同組合	岩美郡岩美町大字大羽尾地先	次の(ア)から(ウ)までを順次直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域 基点第18号 東漁港北防波堤南西端 (ア) 基点第18号から246度30分(真方位)115メートルの点 (イ) 基点第18号から251度(真方位)113メートルの点 (ウ) 基点第18号から255度(真方位)200メートルの点	第一種区画漁業 わかめ養殖業	10月21日から翌年4月30日まで	平成30年9月1日から令和5年8月31日まで	岩美郡岩美町大字大羽尾、大字小羽尾及び大字陸上	ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。 イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
海区第3号	田後漁業協同組合	岩美郡岩美町大字田後地先	次の基点第22号、(ア)、(イ)及び基点第23号を順次直線で結ぶ線並びに陸岸によって囲まれた区域 基点第22号 田後港波除堤(施設番号B-1-17)北東端 基点第23号 田後港波除堤(施設番号B-1-17)北西端 (ア) 基点第22号から356度(真方位)60.0メートルの点 (イ) 基点第22号から330度(真方位)66.6メートルの点	第一種区画漁業 わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで	平成30年9月1日から令和5年8月31日まで	岩美郡岩美町大字田後及び大字浦富	ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。 イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
海区第4号	鳥取県漁業協同組合	鳥取市福部町岩戸地先	次の(ア)から(エ)を直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域 基点第24号 岩戸漁港北防波堤灯台 (ア) 基点第24号から119度(真方位)110メートルの点 (イ) 基点第24号から102度(真方位)110メートルの点 (ウ) 基点第24号から112度(真方位)215メートルの点 (エ) 基点第24号から123度(真方位)182メートルの点	第一種区画漁業 わかめ養殖業	11月1日から翌年3月31日まで	平成30年9月1日から令和5年8月31日まで	鳥取市福部町	ア 漁具の外角に漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。 イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
海区第5号	鳥取県漁業協同組合	鳥取市気高町八束水地先	次の(ア)から(ウ)までを順次直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域 基点第25号 船磯漁港第二港内防波堤南東端 (ア) 基点第25号から282度(真方位)60メートルの点 (イ) 基点第25号から224度(真方位)109メートルの点 (ウ) 基点第25号から238度30分(真方位)145メートルの点	第一種区画漁業 わかめ養殖業	11月1日から翌年3月31日まで	平成30年9月1日から令和5年8月31日まで	鳥取市気高町浜村及び気高町八束水	ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。 イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
海区第6号	鳥取県漁業協同組合	鳥取市気高町八束水地先	次の(ア)から(オ)までを順次直線で結ぶ線及び(オ)と(ア)を直線で結ぶ線によって囲まれた区域 基点第26号 船磯漁港第三港内防波堤南西端 (ア) 基点第26号から147度15分(真方位)100メートルの点 (イ) 基点第26号から188度30分(真方位)222メートルの点 (ウ) 基点第26号から183度(真方位)231メートルの点 (エ) 基点第26号から132度30分(真方位)119メートルの点 (オ) 基点第26号から129度15分(真方位)92メートルの点	第一種区画漁業 わかめ養殖業	11月1日から翌年3月31日まで	平成30年9月1日から令和5年8月31日まで	鳥取市気高町浜村及び気高町八束水	ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。 イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

海区第7号	鳥取県漁業協同組合	鳥取市気高町八束水地先	次の基点第26号、(ア)、(オ)、(エ)、(カ)を順次直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域 基点第26号 船磯漁港第三港内防波堤南西端 (ア) 基点第26号から147度15分(真方位)100メートルの点 (エ) 基点第26号から132度30分(真方位)119メートルの点 (オ) 基点第26号から129度15分(真方位)92メートルの点 (カ) 基点第26号から121度45分(真方位)118メートルの点	第一種区画漁業 いわがき養殖業	1月1日から 12月31日まで	平成30年9月1日から 令和5年8月31日まで	鳥取市気高町 浜村及び気高 町八束水	ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。 イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
海区第8号	鳥取県漁業協同組合	鳥取市青谷町長和瀬地先	次の(ア)から(エ)を直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域 基点第27号 長和瀬漁港東防波堤灯台 (ア) 基点第27号から209度(真方位)116メートルの点 (イ) 基点第27号から202度(真方位)118メートルの点 (ウ) 基点第27号から207度(真方位)167メートルの点 (エ) 基点第27号から212度(真方位)165メートルの点	第一種区画漁業 わかめ養殖業	11月1日から 翌年3月31日 まで	平成30年9月1日から 令和5年8月31日まで	鳥取市青谷町	ア 漁具の外角に漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。 イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
海区第9号	鳥取県漁業協同組合	東伯郡湯梨浜町大字泊地先	次の(ア)から(ウ)までを順次直線で結ぶ線及び(ウ)と(ア)を直線で結ぶ線によって囲まれた区域 基点第28号 泊漁港北防波堤西南端 (ア) 基点第28号から240度30分(真方位)79メートルの点 (イ) 基点第28号から230度30分(真方位)290メートルの点 (ウ) 基点第28号から268度30分(真方位)340メートルの点	第一種区画漁業 わかめ養殖業	11月1日から 翌年4月30日 まで	平成30年9月1日から 令和5年8月31日まで	東伯郡湯梨浜 町	ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。 イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
海区第10号	鳥取県漁業協同組合	西伯郡大山町平田地先	次の基点第29号と(ア)を直線で結ぶ線、(ア)から(ウ)までを順次直線で結ぶ線及び(ウ)と基点第29号を直線で結ぶ線によって囲まれた区域 基点第29号 平田漁港東側防波堤南西端 (ア) 基点第29号から37度30分(真方位)40メートルの点 (イ) 基点第29号から68度30分(真方位)140.5メートルの点 (ウ) 基点第29号から79度30分(真方位)137メートルの点	第一種区画漁業 わかめ養殖業	10月21日から 翌年4月30日 まで	平成30年9月1日から 令和5年8月31日まで	米子市淀江町 及び西伯郡大 山町	ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。 イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
海区第11号	鳥取県漁業協同組合	西伯郡大山町平田地先	次の基点第29号と(ア)を直線で結ぶ線、(ア)から(ウ)までを順次直線で結ぶ線及び(ウ)と基点第29号を直線で結ぶ線によって囲まれた区域 基点第29号 平田漁港東側防波堤南西端 (ア) 基点第29号から37度30分(真方位)40メートルの点 (イ) 基点第29号から68度30分(真方位)140.5メートルの点 (ウ) 基点第29号から79度30分(真方位)137メートルの点	第一種区画漁業 のり養殖業	10月21日から 翌年4月30日 まで	平成30年9月1日から 令和5年8月31日まで	米子市淀江町 及び西伯郡大 山町	ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。 イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
海区第12号	鳥取県漁業協同組合	西伯郡大山町平田地先	次の(エ)から(ケ)までを順次直線で結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点第29号 平田漁港東側防波堤南西端 (エ) 基点第29号から94度30分(真方位)237メートルの点 (オ) 基点第29号から114度(真方位)105メートルの点 (カ) 基点第29号から132度30分(真方位)150メートルの点 (キ) 基点第29号から127度15分(真方位)184メートルの点 (ク) 基点第29号から161度15分(真方位)291.5メートルの点 (ケ) 基点第29号から152度30分(真方位)455メートルの点	第一種区画漁業 わかめ養殖業	10月21日から 翌年4月30日 まで	平成30年9月1日から 令和5年8月31日まで	米子市淀江町 及び西伯郡大 山町	ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。 イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
海区第13号	鳥取県漁業協同組合	西伯郡大山町平田地先	漁場の区域 次の基点第30号と(ア)を直線で結ぶ線、(ア)から(ウ)までを順次直線で結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点第30号 大山町平田257-14地先に設置された漁港境界鉄 (ア) 基点第30号から261度20分(真方位)216メートルの点 (イ) 基点第30号から238度40分(真方位)370メートルの点 (ウ) 基点第30号から212度00分(真方位)393メートルの点	第一種区画漁業 わかめ養殖業	10月21日から 翌年4月30日 まで	平成30年9月1日から 令和5年8月31日まで	米子市淀江町 及び西伯郡大 山町	ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。 イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
海区第14号	鳥取県漁業協同組合	境港市地先	次の(ア)から(オ)までを順次直線で結ぶ線及び(オ)と(ア)を直線で結ぶ線によって囲まれた区域 基点第31号 境港防波堤先端灯台 (ア) 基点第31号から135度30分(真方位)3,600メートルの点 (イ) 基点第31号から143度15分(真方位)4,210メートルの点 (ウ) 基点第31号から153度30分(真方位)3,770メートルの点 (エ) 基点第31号から150度45分(真方位)3,460メートルの点 (オ) 基点第31号から138度30分(真方位)3,420メートルの点	第一種区画漁業 魚類(ぶり、ふぐ、さば、ぎんざ け、あじ)小割り式養殖業	1月1日から 12月31日まで	平成30年9月1日から 令和5年8月31日まで	境港市地先	ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。 イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
海区第15号	鳥取県漁業協同組合	境港市地先	次の(ア)から(オ)までを順次直線で結ぶ線及び(オ)と(ア)を直線で結ぶ線によって囲まれた区域 基点第31号 境港防波堤先端灯台 (ア) 基点第31号から135度30分(真方位)3,600メートルの点 (イ) 基点第31号から143度15分(真方位)4,210メートルの点 (ウ) 基点第31号から153度30分(真方位)3,770メートルの点 (エ) 基点第31号から150度45分(真方位)3,460メートルの点 (オ) 基点第31号から138度30分(真方位)3,420メートルの点	第一種区画漁業 いわがき養殖業	1月1日から 12月31日まで	平成30年9月1日から 令和5年8月31日まで	境港市地先	ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。 イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。